

平成 24 年 1 月 16 日

「葉酸」商品テスト対象事業者 各位  
会員 各位

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

## 独立行政法人国民生活センターにおける「葉酸」商品テスト結果を踏まえた 要望に対する対応について

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊協会の事業につきまして格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 5 月 26 日付で独立行政法人国民生活センター(以下、国セン)から要望のあった標記の件につきまして、皆様から頂いた御意見をもとに関係各位並びに行政との協議を重ね、下記の対応をすることとし、あわせて表示例を作成しました。

「葉酸」商品テスト対象事業者ならびに協会会員各位におかれましては、「葉酸」を含有する健康食品を製造、販売する際の御参考にしていただきますようお願い申し上げます。

また、葉酸の摂取量の設定根拠に関して、別紙1及び2のとおり、本日行政に要望書を提出したことを申し添えます。

敬具

### 記

#### < 要望 1 >

健康食品等で使用されている「葉酸」は普段の食事から摂取する「食事性葉酸」とは体内での利用効率が異なるものであることを明記するよう要望する

#### < 対応 >

##### (1) 葉酸 (folic acid) の表示について

##### ① 葉酸の記載方法について

葉酸が指定添加物であるため、原材料欄には「葉酸」以外の文言の追記ができないので、容器包装の表示可能部位の見やすい場所、たとえば商品名の近くに、原材料として使用した「葉酸」が健康補助食品の原料である「葉酸 (folic acid、フォリック・アシド)」であることを示すため、「プテロイルモノグルタミン酸」または「モノグルタミン酸型」を記載する。

例 1. 製品名に「葉酸」の名称がある場合：製品名の下段などに「プテロイルモノグルタミン酸」または、「モノグルタミン酸型」を記載する。

例 2. 「葉酸」の名称を製品名に使用しない場合：製品名の下段などに「葉酸 (プテロイルモノグルタミン酸)」または、「葉酸 (モノグルタミン酸型)」を記載する。

##### ② 食事性葉酸との違いの記載方法について

食事性葉酸、すなわち食事由来の葉酸 (folate、フォレイト) は、プテロイルモノグルタミン酸が複数結合した状態 (ポリグルタミン酸型葉酸) で食物中に存在し、生体内では消化酵素によりモノグルタミン酸型葉酸になって初めて利用される旨の説明を、容器包装の表示可能部位の見やすい場所に記載する。

表示可能面積の都合により上記の説明文が記載できない場合は、摂取上の注意の項目等に次の内容の文言を記載する。ただし、内容が同義である場合は、この文言に限らないものとする。

例.「本品に使用している葉酸は、食事で摂る食物由来の葉酸と比べ、体内で利用される割合が高いといわれています。」

なお、葉酸に関する消費者向けの詳細な説明は、製品のQRコードの利用や事業者のホームページ、広告・宣伝、店頭チラシ等で積極的に行う。

#### <要望2>

葉酸の1日の耐容上限量や一日摂取目安量を守る旨の表示についての具体的な表示を記載するよう改善を要望する

#### <対応>

葉酸摂取における耐容上限量等については、葉酸の利用に際して、妊娠前及び妊娠初期の女性の摂取が多いことに鑑みて、いたずらに不安を煽らない表現を用いて注意喚起することとした。

#### (1)「いわゆる健康食品」の場合

##### ・記載について(別添のイメージ図も参照)

「摂取上の注意」に、摂取目安量を守る旨の表示「1日の摂取目安量を守ってください。」と、「葉酸はたいせつな栄養素の一つですが、多く摂ったからといって葉酸のはたらきがより良くなるものではありませんので、サプリメントとして1日1000 $\mu$ gを超えないようにしましょう。」を追加表示する。ただし、内容が同義である場合は、この文言に限らないものとする。

なお、事業者が1日摂取目安量を設定する際に参考とする科学的根拠(例.「日本人の食事摂取基準」等)は常に最新の情報に求めることが望ましい。

#### (2)「栄養機能食品」の場合

##### ・記載について

葉酸を栄養機能食品として取り扱う場合は、栄養機能食品の規格基準や栄養表示基準等に決められた1日当たりの摂取目安量並びに栄養機能表示及び注意喚起表示の文言を必ず記載する。

なお、所定の注意喚起表示「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育が良くなるものではありません。」の後に、前記(1)に倣い「サプリメントとして1日1000 $\mu$ gを超えないようにしましょう。」を追加表示する。ただし、内容が同義である場合は、この文言に限らないものとする。

#### 【別添】 表示例(イメージ) 2件

別紙1 消費者庁食品表示課長への要望書

別紙2 厚生労働省母子保健課長への要望書

以上

【別添】

表示例(イメージ)① 葉酸関連部分はわかりやすくするために朱書しています。

または、(ブテロイルモノグルタミン酸)

**【葉酸】**  
(モノグルタミン酸型)

または、(ブテロイルモノグルタミン酸)

ビタミンB群の一種  
**目安量: 1日2粒**

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

栄養成分表示 1粒 (0.3g) 当たり  
エネルギー ○○ たんぱく質 ○○  
脂質 ○○ 炭水化物 ○○  
ナトリウム ○○ **葉酸 200μg**


**【葉酸】** ■名称: 葉酸含有糖類加工食品 ■原材料名: 乳糖、セルロース、ショ糖脂肪酸エステル、**葉酸** ■内容量: 45g (300mg×150粒) ■賞味期限: 右下に記載 ■保存方法: 高温多湿や直射日光をさけてください。 ■原産国名: アメリカ ■輸入者: ○○(株) 東京都新宿区××・・

**【お召し上がり方】** ■栄養補給として**1日2粒**を目安に、水やぬるま湯などでお召し上がりください。

**【摂取上の注意】** ■1日の摂取目安量を守ってください。なお、本製品に配合している**葉酸(モノグルタミン酸型)**は、通常の食品から摂る葉酸とくらべ、体の中で利用される割合が高いといわれていますので、1日1000μgを超えないようにしましょう。詳しくはQRコードか当社のホームページをご覧ください。

■乳幼児・小児は本品の摂取をさけてください。 ■体質によりまれに身体に合わない場合があります。その場合は使用を中止してください。 ■小児の手の届かないところに置いてください。

■不都合品はお取替えます。  
■お問い合わせ先 0120-123-456 <http://abc.def.com>



表示例(イメージ)② 葉酸関連部分はわかりやすくするために朱書しています。

日健サプリ

葉酸  
(ブテロイルモノグルタミン酸)  
400μg

または、(モノグルタミン酸型)

30日分 30粒  
**1日1粒目安**

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

葉酸は、ビタミンB群の一種です。女性の健康維持のためにお役立てください。

■名称 葉酸加工食品 ■原材料名 還元麦芽糖水飴、野菜パウダー、ステアリン酸Ca、**葉酸** ■内容量 30粒 (1粒重量250mg)  
■賞味期限 右側の下段に記載 ■保存方法 直射日光をさけ、湿気の少ない涼しい場所に保存して下さい。  
■製造者 ○○(株) 東京都新宿区××・・

**【栄養成分表示 1粒 (250mg) 当たり】**  
熱量 ○○ 炭水化物 ○○～  
たんぱく質 ○○～○○ ナトリウム ○○～○○  
脂質 ○○～○○ **葉酸 400μg**

**【摂取上の注意】** ■本品に使用している**葉酸(ブテロイルモノグルタミン酸)**は、食事から摂る葉酸に対し体内で働く割合が異なりますので、1日の摂取目安量を守ってください。 ■葉酸はたいせつな栄養素ですが、多く摂ったからといって葉酸のはたらきがより良くなるものではありませんので、サプリメントとして、1日1000μgを超えないようにしましょう。 ■乳幼児・小児は本品の摂取をさけてください。 ■体質によりまれに身体に合わない場合があります。その場合は使用を中止してください。 ■小児の手の届かないところに置いてください。 ■不都合品はお取替えます。

■お問い合わせ先 0120-123-456 <http://abc.def.com>

または、(モノグルタミン酸型)



消費者庁  
食品表示課長 増田 直弘殿

## 「葉酸」の表示を含む制度の整合性改善に関する要望書

ビタミンB群のひとつである「葉酸」は、妊娠前から妊娠初期にかけて摂取が勧められる栄養素であり、「栄養機能食品の規格基準」、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」、「厚生省通知(平成12年12月28日)」に、一日当たりの摂取目安量(含有成分量)、付加量(推奨量)および耐容上限量、そして1日上限量が示されているが、それぞれの数値について整合性がとられていないことから、数値についての再検討をいただきたく要望します。

### <要望項目>

健康補助食品としての「葉酸」の1日摂取目安量について

### <要望理由>

葉酸が赤血球の形成を助ける栄養素であり、胎児の正常な発育に寄与する栄養素であるという「栄養機能食品」としての葉酸の上限量は200 $\mu$ g/日であるが、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」において妊娠を計画している女性又は妊娠の可能性のある女性に付加が望ましいとする推奨摂取量は400 $\mu$ g/日となっている。

なお、1日上限量と耐容上限量について、

「平成12年12月28日 児母第72号 健医地生発第78号」では、葉酸の1日上限量は1mgであるが、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」では耐容上限量が1300~1400 $\mu$ g(15~49歳)となっている。この点については、本要望書と同日付で、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長 泉 陽子殿に要望書を提出したことを付記します。

平成24年1月16日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

理事長 下田 紳





厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
母子保健課長 泉 陽子 殿

## 「葉酸」の表示を含む制度の整合性改善に関する要望書

ビタミンB群のひとつである「葉酸」は、妊娠前から妊娠初期にかけて摂取が勧められる栄養素であり、「栄養機能食品の規格基準」、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」、「厚生省通知(平成12年12月28日)」に、一日当たりの摂取目安量(含有成分量)、付加量(推奨量)および耐容上限量、そして1日上限量が示されているが、それぞれの数値について整合性がとられていないことから、数値についての再検討をいただきたく要望します。

### <要望項目>

1 日上限量と耐容上限量について

### <要望理由>

「平成12年12月28日 児母第72号 健医地生発第78号」では、葉酸の1日上限量は1mgであるが、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」では耐容上限量が1300~1400 $\mu$ g(15~49歳)となっている。

なお、健康補助食品としての「葉酸」の1日摂取目安量について、葉酸が赤血球の形成を助ける栄養素であり、胎児の正常な発育に寄与する栄養素であるという「栄養機能食品」としての葉酸の上限量は200 $\mu$ g/日であるが、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」において妊娠を計画している女性又は妊娠の可能性のある女性に付加が望ましいとする推奨摂取量は400 $\mu$ g/日となっている。この点については、本要望書と同日付で、消費者庁食品表示課長 増田直弘殿に要望書を提出したことを付記します。

平成24年1月16日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

理事長 下田 智久

